

光市自殺対策計画進捗状況について

計画における項目		実施内容	計画書 ページ	担当部署	担当課	再掲	令和 7 年度実施状況	令和 7 年度実施状況に関する担当課の評価	達成度（％）	今後（令和 8 年度以降）の実施計画
基本施策 1 地域におけるネットワークの強化										
1-1	光市自殺対策協議会の設置と運営	医療、法律、人権、教育、労働、地域、警察、消防、行政等の多分野の関係者により、本市の自殺対策の推進に関する情報共有・協議・連携を図ります。	P.15	福祉保健部	健康増進課		年2回実施	第 2 次自殺対策計画策定のための協議及び、計画の進捗状況等の確認ができた。	100%	年1回実施
1-2	こども・子育て総合相談体制の充実 こども家庭センターきゅっと	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」において、切れ目のない支援を行い子育て家庭の孤立を防ぎます。 また、要保護児童対策地域協議会の調整機能も担い、関係機関と連携し、児童虐待防止対策を実施します。	P.15	福祉保健部	こども家庭課		年間を通じ窓口・電話相談や家庭訪問等実施し、多様化する相談内容に対応	児童虐待をはじめとして多様化する相談内容に対応し、関係機関と情報共有を図り、切れ目のない支援を行った。	100%	継続実施
1-3	ひかり子育て見守りネットワーク事業	児童虐待の未然防止、早期発見や地域養育能力の向上を目的とし、ひかり子育てサポーターや子育て支援コーディネーターの育成を行うなど、行政・地域・家庭が一体となった草の根的な子育て見守りネットワークを構築します。	P.15	福祉保健部	こども家庭課		研修人数 35 人（職員）	新規採用職員を中心に児童虐待に対する意識の醸成を図ることができた。	100%	継続実施
1-4	児童虐待対策強化	要保護児童対策地域協議会を中心として、関係機関と連携を図り、児童虐待防止対策の充実を図ります。こどもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのサインであるため、問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減・早期発見を行います。	P.15	福祉保健部	こども家庭課		通告件数 40 件のうち認定件数 37 件	要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と緊密に連携、支援体制を構築し、漏れのない情報共有、意見交換を行うことで、こどもとその家庭に対し適切な助言・指導を実施することができた。	100%	継続実施
1-5	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	高齢者のニーズに応じた的確なケアマネジメントが可能となるよう、介護支援専門員への助言や指導を行うとともに、あらゆる職種との連携を図りネットワークの構築を図ります。また、個々の課題解決を図るとともに、地域課題を発見し、高齢者サービス及び地域における多様な社会資源の支援体制を構築するため、地域ケア会議を開催します。	P.16	福祉保健部	高齢者支援課		・地域包括支援センターが3センター（基幹型・西部・東部）合計で、介護支援専門員への支援延件数236件。 ・介護支援専門員を対象とした研修を6回開催。 ・地域ケア会議を24回開催。	・介護支援専門員への支援体制が定着してきている。 ・引き続き地域ケア会議の充実を図り、地域課題を発見し、高齢者サービス及び地域における多様な社会資源の支援体制を構築する。	100%	引き続き継続する。
1-6	コミュニティ・スクール推進事業	学校・保護者・地域住民・学識経験者等を中心とした学校運営委員会を設置し、地域ぐるみの学校づくりを目指し、地域でこどもの課題を共有し、ふれあいを通し、児童生徒の自己有用感や自己肯定感を高めるよう、次世代型コミュニティ・スクールによる社会総がかりの教育を推進します。	P.16	教育委員会	学校教育課		学校・家庭・地域が連携した取組を実施できた。	計画通りに実施できた。	100%	引き続き事業を実施する。
1-7	民生委員児童委員協議会との連携	民生委員児童委員協議会においては、地域の人たちが安心して暮らせるよう、生活に関する相談に応じ、その内容に応じて適切な行政サービスや専門機関へつなぐ役割を担うことで、地域住民の安心のネットワークづくりを推進します。	P.16	福祉保健部 社会福祉協議会	福祉総務課		役員会や各地区民生委員協議会に行政及び社会福祉協議会職員が出席し、行政等からの事業説明や意見交換を行うとともに、研修会等の支援を行った。また、民生委員児童委員協議会及び民生委員・児童委員と連携し、各種調査等を実施した。 ■役員会 12回/年 ■地区民児協 72回（6地区×12月） ■全員会議 1回	行政等からの情報提供や意見交換等により、緊密な連携が図られたと考える。	100%	役員会や各地区民生委員協議会に行政及び社会福祉協議会職員が出席し、行政等からの事業説明や意見交換を行うとともに、研修会等の支援を行う。また、民生委員児童委員協議会及び民生委員・児童委員と連携し、各種調査等を実施する。 ■役員会 12回/年 ■地区民児協 72回（6地区×12月） ■全員会議 1回
1-8	母子保健推進協議会との連携	母子保健推進協議会においては、妊産婦・乳幼児家庭の訪問活動とともに、地域での子育ての輪づくり運動を展開し、子育て家庭の孤立を防ぎ、子育て支援を推進します。	P.16	福祉保健部	こども家庭課		研修会を年9回実施。 訪問回数：妊婦67件、乳幼児1,307件 子育ての輪づくり運動（全体）1回実施、126名参加 子育ての輪づくり運動（地区）12回実施、計567名参加	きめ細やかな活動及び訪問を実施することができた。	100%	継続実施
1-9	老人クラブ連合会との連携	地域を基盤とした高齢者の自主団体として、生きがいや健康づくり、高齢者相互の支え合い、社会奉仕等、地域間や世代間の交流を図りながら地域に根差した活動を行い高齢者の生きがいの確保や見守り体制の確立を推進します。	P.16	福祉保健部 社会福祉協議会	高齢者支援課		老人クラブとの連携により、健康づくりや社会奉仕等の交流を通じた生きがい活動や高齢者相互の支えあい活動等を推進した。	見守りの体制やその組織力をもって、つながりの維持や支え合い活動に努めている。	100%	引き続き、地域を基盤として高齢者の自主団体である老人クラブとの連携を推進する。
基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成										
2-1	ゲートキーパー研修	市職員や教育関係者、関係機関・団体等にゲートキーパー研修を実施するとともに、市民に広く啓発し、市民団体等に随時出前健康講座で、誰もがこころのサポーターとなれるよう、自殺の現状やゲートキーパーについての講座を実施して、必要な知識の普及啓発及び人材の育成を行います。	P.17	福祉保健部	健康増進課		ゲートキーパー研修 3 回開催、計166人。 対象：市新規採用職員、福祉員、ケアマネ研修	市民と接する機会の多い様々な立場の人に対し、研修を実施することができた。	100%	引き続き幅広くゲートキーパーを養成していく。
2-2	支援者の人材育成	支援者に対して、研修等を実施することにより、危機に追い込まれた人を支える人材の育成を行います。	P.17	福祉保健部	健康増進課		国・県が実施する研修に参加 5回	研修内容について専門性が必要とされるため、いのちを支える自殺対策推進センター主催の研修会に参加することで、最新の情報や支援について学ぶことができた。	100%	国や県実施の、支援者向け研修会へ参加する。
基本施策 3 市民への啓発と周知										
3-1	自殺対策強化月間(3月)・自殺予防週間(9月)・世界自殺予防デー(9月10日)の普及啓発	自殺対策強化月間や自殺予防週間等に公共施設等で住民に対する啓発、情報発信に取り組みます。 図書館でもこころの処方箋としてこころの健康に関する展示を行います。 また、SNS等も利用し情報の発信と周知啓発を図ります。	P.18	福祉保健部 教育委員会	健康増進課 図書館		自殺対策強化月間・自殺予防週間ともに、SNSと市民課電光掲示板に相談先の案内を掲示した。また、自殺対策強化月間では、こころの健康に関する絵本などを紹介するコーナーを作成した。	様々な市民の目に触れるよう、情報発信することができた。	100%	継続実施
3-2	相談窓口の普及啓発	こころの健康相談及びかかりつけ医の睡眠相談の啓発とともに、ひきこもり等、様々な困りごとに関する相談先、自死遺族の方の相談先の情報を掲載したリーフレットを作成し、広く市民に啓発します。	P.18	福祉保健部	健康増進課 関係各課		自殺対策計画の概要及び相談窓口を掲載したリーフレットを作成し、計45箇所に配布。	相談時に活用が見込まれる部署を中心にリーフレットを配布し、周知を図った。	100%	継続実施
3-3	薬物乱用防止の普及啓発	市民に対して、「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」や「麻薬、覚せい剤、大麻乱用防止運動」、過量服用防止等の普及啓発を行います。	P.18	福祉保健部	健康増進課		「薬物乱用ダメ・ゼッタイ。教室」を市内全小中高等学校計17校で実施。 健康増進課として飲酒や喫煙に関する出前講座の実施はなし。	「薬物乱用ダメ・ゼッタイ。教室」が周知され、全学校が受講できている。	100%	継続実施
3-4	出前講座	市民の要請により職員が地域に出向いて市の施策や制度、事業内容等に関する情報をわかり易く伝えるとともに住民の意見や提言などを伺います。 また、出前講座のメニューとして「こころの健康出前講座」を随時実施します。	P.18	環境市民部 福祉保健部	地域づくり推進課 健康増進課		心身の健康につながる福祉保健関連や日常生活で起こりうるトラブル等に関する対処法等に係る出前講座を随時開催しました。88件：参加者合計3,587人（地域づくり推進課）	出前講座実施総数は、前年度（100件、参加者合計4,831人）よりも開催件数および参加人数ともに減少した。主な原因は、特に令和6年10月から11月に集中的に光高等学校で実施した出前講座によるものと思われる。（光高等学校：R6年20件、2,023人⇔R7年 5件、541人）	100%	継続実施
3-5	こころの健康チェック事業	こころの体温計（メンタルヘルスチェックサイト）を使用し、セルフメンタルヘルスチェックができ、その場で結果に基づき相談窓口情報を紹介する簡易システムを市ホームページ上で実施します。	P.18	福祉保健部	健康増進課		アクセス数：9,722件	いつでもインターネット上で自身の心の健康状態を知ることができ、結果に基づいた相談機関の情報を提供することができた。	100%	継続実施
3-6	青少年健全育成における自殺関連情報を含むインターネットの適切な利用に関する啓発	こどもや保護者を対象としたインターネット・SNSを使用するための教室を開催するなど、啓発に努めます	P.19	教育委員会	学校教育課 各学校		各校や中学校区において、関係機関や企業等と連携し、SNS等の利用に関する学習を実施。	情報モラル教室等の実施に加え、学校生活の様々な場面において、タブレット端末を活用し、インターネットの安全な使用等について適宜指導を行っている。また、学校運営協議会の熟議や学校保健安全委員会などで学校・家庭・地域・関係機関で情報モラルなどについて協議している。	100%	引き続き事業を実施する。
3-7	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	全ての人が仕事と生活の調和が図れるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方を普及・啓発します。	P.19	経済部 福祉保健部	商工振興課 こども政策課		県労働局やハローワーク等と連携し、市内事業所への情報提供及び市ホームページへの掲載を実施。	市内で働く人へ、ワーク・ライフ・バランスの考え方を普及・啓発することができた。	100%	事業を継続。

光市自殺対策計画進捗状況について

資料 1

計画における項目		実施内容	計画書 ページ	担当部署	担当課	再掲	令和 7 年度実施状況	令和 7 年度実施状況に関する担当課の評価	達成度（％）	今後（令和 8 年度以降）の実施計画
基本施策 4　生きることの促進要因への支援										
4-1	こころの健康相談、健康相談	電話、メール、来所等でひきこもりや自殺企図のある人、心身の健康問題を抱える人等に保健師がこころの健康相談及び健康相談に随時応じます。	P.20	福祉保健部	健康増進課		こころのホッと相談年14回実施、延14人利用。 保健師・公認心理師による心の健康相談、健康相談を定例日及び随時実施。	保健師による心の健康相談の実施、公認心理師への相談ができた。	100%	定例日以外の相談も多く、引き続き事業を継続しながら相談に適宜対応する。
4-2	こども・子育て総合相談体制の充実 こども家庭センターきゅっと	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」において、切れ目のない支援を行い子育て家庭の孤立を防ぎます。 また、要保護児童対策地域協議会の調整機関も担い、関係機関と連携し、児童虐待防止対策を実施します。	P.20	福祉保健部	こども家庭課	○	年間を通じ窓口・電話相談や家庭訪問等実施し、多様化する相談内容に対応	児童虐待をはじめとして多様化する相談内容に対応し、関係機関と情報共有を図り、切れ目のない支援を行った。	100%	継続実施
4-3	妊産婦・新生児・乳幼児訪問、産婦健康診査、産後ケア事業	保健師が家庭を訪問して妊産婦・新生児・乳幼児の保健相談・指導を行い、育児不安の軽減に努めます。 また、産後の訪問では、産後うつスクリーニングを含む産婦健康診査事業との連携を図りながら、産後うつ質問票を用いた面接を行い産後うつの早期対応を図り、必要に応じ、ショートステイやデイサービス、アウトリーチで心身のケアや育児サポートを受けられる産後ケア事業に繋がります。	P.20	福祉保健部	こども家庭課		訪問指導　517人 産後うつスクリーニング　218人 産後ケア利用者数　ショートステイ延べ人数40人~111人、 デイサービス延べ10人~15日、アウトリーチ延べ17人~50日	令和7年度は新たに産後ケア事業のアウトリーチ型を開始し、母子の孤立や育児不安の軽減に努めることができた。	100%	継続実施
4-4	養育支援訪問	子育てに対し不安や孤立感等を抱える家庭や虐待の恐れがある家庭など、支援が必要とされる家庭に対し保健師や助産師、臨床心理士等が訪問し、適切な支援を行います。	P.20	福祉保健部	こども家庭課		保健師訪問268回 臨床心理士訪問0回	臨床心理士の訪問実績はなかったが、適切な支援体制と相談者との継続的な繋がりを築くことができた。	100%	継続実施
4-5	いじめ問題への対応	「光市いじめ問題対策協議会」「光市いじめ問題調査委員会」を設置し、いじめ問題に対応するとともに、重大事態が発生した場合に、調査結果を検証・再調査する「光市いじめ調査検証委員会」を設置します。	P.20	教育委員会	学校教育課		「光市いじめ問題対策協議会」を1回実施。重大事件発生時開催の「光市いじめ問題調査委員会」の実施無し。	光市のいじめ問題の状況について、共有と意見交換を行うことができた。	100%	引き続き事業を実施する。
4-6	障害福祉サービス	障害児者及び難病患者等が地域で自立した生活が送れるように障害福祉サービスの提供を実施します。	P.21	福祉保健部	福祉総務課		福祉・医療・教育機関等と連携を図りながら、障害のある人等の多様なニーズとライフステージに応じた障害福祉サービスを提供に努めた。	障害福祉サービスを必要とする人に必要なサービスを提供することができた。	100%	継続実施
4-7	総合相談事業	地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口として、個々の高齢者がどのような支援を必要としているかを把握し、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげる等の支援を行い、生活上の様々な問題を抱える高齢者及びその家族への適切な相談対応・支援を図ります。	P.21	福祉保健部	高齢者支援課		3センター（基幹型・西部・東部）で、延10,264 件の相談に対応。	地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげる等の支援を行った。	100%	引き続き継続する。
4-8	憩いの家管理運営事業	高齢者の心身の休養と健康の増進を図るための活動拠点及び高齢者相互の親睦を図る憩いの場として、「西部憩いの家」等を設置運営します。	P.21	福祉保健部	高齢者支援課		高齢者の心身の休養と健康の増進を図るための活動拠点及び高齢者相互の親睦を図る憩いの場として、「西部憩いの家」等を提供した。	高齢者に限定した公共施設を運営し、高齢者の心身の休養と健康の増進、また高齢者相互の親睦を図るよう努めている。	100%	引き続き継続する。
4-9	権利擁護事業	高齢者や障害者自身の意思が尊重され、適切な意思決定ができるように支援を行いつつ、人権や財産を守るため市民等へ権利擁護に関する正しい理解の普及に努めます。	P.21	福祉保健部	高齢者支援課 福祉総務課		・高齢者支援課にて延べ294件の相談に対応。 ・障害福祉係にて、延べ11件の相談に対応。 ・権利擁護講演会を開催し、110名が参加。	成年後見制度の制度案内や後見人等の報酬助成に関する相談などに対応するとともに、成年後見制度の普及啓発を行った。	100%	引き続き継続する。
4-10	生活自立相談支援センター事業	生活や仕事の困りごと、生活費の悩み、家族のこと等様々な生活上の相談を受け、問題解決に向けて相談支援員とともに支援計画を作成し、生活の安定に向けた自立支援を行います。	P.21	社会福祉協議会			センターへの総相談件数は110件（令和7年度128件）で昨年度より減少したが、物価高騰などの影響により生活困窮に陥る現役世代の相談者は増加し、就労準備支援の対応は増加した。また、複数の課題を抱える困難ケースが多く、相談員による支援に加えて専門職や事業所と連携を図り自立に向けた支援に努めた。	相談件数は減少となったが、個別の相談内容は複雑多様化の傾向が強く、自立に向けた伴走型の支援が求められ、延相談対応件数は年々増加している。そうした中、就労支援の対応が求められ、相談員が地域の事業者や団体と連携しながら地道な支援を継続的に行った。	100%	相談内容が複雑・多様化するなか、相談員の資質向上に努めながら支援体制基盤の強化を図る。また、就労準備支援の対応が増加していることから、地域の事業所の理解と協力を得て、自立に向けた支援体制を確立し、就労準備支援から自立への流れを確立する。
4-11	D V等相談支援体制の充実	配偶者からの暴力（DV）の根絶に向けた周知・啓発を図るとともに、被害者に対する相談機能の充実を図ります。	P.21	福祉保健部 環境市民部	福祉総務課 人権推進課		「DVに関する相談」のチラシを設置及びポスターを掲示した。 11月12日～11月25日の「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間に、伊藤公記念公園内に花手水を作成、のぼり旗を設置し、ホームページを用いて啓発した。	DV被害者にとって、相談相手の存在は大変心強いものであると考える。専門的知識を有する国等の相談窓口を周知することは、被害者の抱える問題を解決する一助になると思う。	85%	引き続き、配偶者からの暴力（DV）の根絶に向けた周知・啓発及び被害者に対する相談機能の充実を図りたい。
4-12	障害者・障害児総合相談支援事業	障害者やその家族等に対し、障害福祉サービス等の利用援助、社会資源の活用やピアカウンセリング、介護相談及び情報提供等を総合的に行います。	P.21	福祉保健部	福祉総務課		市内1事業所、周南園域3事業所に総合相談支援事業を委託し、障害者やその家族等に対し、障害福祉に関するあらゆる相談に応じた。 ■相談件数　346件	委託事業所との連携のもと、障害のある人の相談に対し、適切に対応することができている。	100%	継続実施
4-13	地域活動支援センター事業	障害者や障害児に対し、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会交流の促進等の便宜を供与することで、障害者等の地域生活支援を促進します。	P.21	福祉保健部	福祉総務課		市内1事業所、周南園域1事業所に事業を委託し、創作活動や交流の場の確保に努めた。 ■相談件数　414件	委託事業所との連携のもと、障害のある人の創作活動や交流活動等を実施することができている。	100%	周南園域1事業所において継続実施
4-14	民生委員児童委員活動	住民の身近な相談相手として、生活のあらゆる相談に応じ、地域の見守り活動を行います。	P.21	福祉保健部 社会福祉協議会	福祉総務課		住民の身近な相談相手として、また、住民と行政のつなぎ役として、必要な支援や地域の見守り活動等を行った。 ■民生委員・児童委員　110名（活動日数16,532日） ■主任児童委員　12名（活動日数1,314日）	高齢者をはじめ、地域住民からの相談対応に必要な支援を行い、地域の見守り活動が行えたとする。	100%	住民の身近な相談相手として、生活のあらゆる相談に応じ、地域の見守り活動を行います。
4-15	心配ごと相談	住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、助言・指導を行うことで住民の福祉の向上を図ります。 また、相談内容に応じて、関係機関と連携して対応するとともに、深刻化する恐れのあるケースについては、専門機関に繋がります。	P.21	社会福祉協議会			年間27回の相談日を開設。相談件数は14件（昨年度10件）。相談内容は、親族関係、生活困窮、将来の不安、相談関係など多岐にわたり、傾向としては家族やご近所が関係する複雑な内容が多くを占めている。	相談件数は昨年度と比較して増加となった。その要因としては、当相談窓口がジャンルに当てはまらない生活課題の相談窓口としての役割を担っており、家族やご近所付き合いの中で感じている疑問に対してアドバイスを求められるケースが多かったことが上げらる。深刻度の低い相談も含めて、様々な相談内容の受け皿としての役割を担っている。	100%	年度計画に基づき、毎月2～3回の相談日を定期的に開設し、ジャンルにとらわれない多様な相談に対応できる身近な相談窓口として、広報紙等で周知を図り、受け付けた相談に対しては傾聴の姿勢で親身になって対応し、必要な相談窓口や専門機関へ繋いでいく。
4-16	若年無就業者の就労支援	「しゅうなん若者サポートステーション」と連携し、ストレスや悩みを抱え、働いていない若者（15歳から49歳まで）に対して、無料就職相談、カウンセリング等の就労支援を実施します。	P.22	経済部	商工振興課		あいばく一光で、無料就職相談、カウンセリング、臨床心理相談を開催（7月）。 ※1月にも開催を予定していたが、申込者がいなかったため未開催。	合計1名の相談・カウンセリングを実施し、就労支援を図ることができた。	100%	事業を継続。
4-17	市税等徴収事務納税相談	市税及び国民健康保険税の徴収事務を行い、効率的な納税管理により実態調査や納税相談を実施し、滞納者の生活における負担や不安に適切に対処します。	P.22	政策企画部	税務課		実態調査　778件 納税相談　617件	滞納整理システムを活用し、実態調査及び納税相談を実施することで、滞納者の生活における負担や不安に適切に対処した	100%	市税及び国民健康保険税の徴収及び滞納整理事務の執行に際しては、早期の納税相談により、就業状況や生活実態など生活の不安や心配を聴き取り、滞納解決に向けての納税計画と一緒に考えます。

光市自殺対策計画進捗状況について

資料 1

計画における項目		実施内容	計画書 ページ	担当部署	担当課	再掲	令和 7 年度実施状況	令和 7 年度実施状況に関する担当課の評価	達成度（％）	今後（令和 8 年度以降）の実施計画
4-18	給水停止による生活困窮者等の把握	水道料金滞納における給水停止において、滞納者のうち生活困窮者等を把握し、関係各所と情報共有します。	P.22	水道局			関係部署と生活弱者等の情報を共有し、給水停止実施の判断材料とした。	概ね達成できた。	95%	水道料金滞納における給水停止において、滞納者のうち生活弱者等を把握し、関係各所と情報共有します。
4-19	生活困窮者自立支援事業	光市生活自立相談支援センターを拠点として、生活や仕事に関する相談を受け、専任の相談員が寄り添いながら就労や家計相談などの自立に向けた支援を行い、必要に応じて個別のプランを作成し、地域住民や福祉関係者、専門機関と連携を図りながら継続的な支援を行います。	P.22	福祉保健部 社会福祉協議会	福祉総務課		センターへの総相談件数は110件（令和7年度128件）で昨年度より減少したが、物価高騰などの影響により生活困窮に陥る現役世代の相談者は増加し、就労準備支援の対応は増加した。また、複数の課題を抱える困難ケースが多く、相談員による支援に加えて専門職や事業所と連携を図り自立に向けた支援に努めた。	相談件数は減少となったが、個別の相談内容は複雑多様化の傾向が強く、自立に向けた伴走型の支援が求められ、延相談対応件数は年々増加している。そうした中、就労支援の対応が求められ、相談員が地域の事業者や団体と連携しながら地道な支援を継続的に行った。	100%	相談内容が複雑・多様化するなか、相談員の資質向上に努めながら支援体制基盤の強化を図る。また、就労準備支援の対応が増加していることから、地域の事業所の理解と協力を得て、自立に向けた支援体制を確立し、就労準備支援から自立への流れを確立する。
4-20	インターネット上の自殺関連情報対策	インターネット上の自殺関連情報に関する相談に対応し、サイト管理者等への削除依頼を行う部署との適切な連携を図ります。	P.22	光警察署 福祉保健部	健康増進課 関係各課		—	—	—	—
4-21	インターネット上の人権侵害対策	インターネット上での人権侵害情報に関して、相談者の意向に応じ、削除依頼の方法助言、プロバイダ等に対して投稿の削除要請を行います。	P.22	法務局			※全国数値 インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の数 1,707件	—	—	継続実施
基本施策 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育										
5-1	こころの教育 SOSの出し方に関する教育	児童生徒が様々な困難や不安、ストレスへの対処方法を身に付けるとともに、必要な時にSOSを出す等適切な対応ができるよう、道徳科、保健体育科、特別活動等、教科横断的な視点で教育の充実を図ります。	P.23	教育委員会	学校教育課 各学校		保健等の授業等に加え、スクールカウンセラーによる「SOSの出し方に関する教育」を各校で実施。	対処方法等について、専門家から学ぶ機会をもつことができた。	100%	引き続き事業を実施する。
5-2	こどもの人権SOSミニレターの配布、相談	年2回、学校を通じて「こどもの人権SOSミニレター」を配布し、こどもが相談したいことを書いてポストに投函すると、最寄りの法務局・地方法務局に届き、郵送による相談対応を行います。	P.23	法務局	各学校		※全国数値 小学1年～中学3年の人件相談数 6,713件（うち、いじめに関するもの2,170件、虐待に関するもの377件、体罰に関するもの27件、その他4,139件）	—	—	令和8年5月22日から同年7月3日にかけて、全国の小中学校に配布
5-3	光市スクールカウンセラー派遣事業	不登校、いじめ、問題行動等について、臨床心理士を派遣し、児童生徒、保護者の心身の健康を保持するためのカウンセリングや教職員の資質能力の向上に向けた研修を実施します。	P.23	教育委員会	学校教育課		状況やニーズに応じて事業を実施できた。 派遣回数：47回	状況やニーズに応じてスクールカウンセラーを派遣し、支援を行うことができた。	100%	引き続き事業を実施する。
5-4	スクールライフ支援員事業	不登校及び集団不適応等にある児童生徒に対して、スクールライフ支援員が基礎学力の補充、基本的な生活習慣改善等のための適応指導・相談等の支援を行い、社会的自立及び学校、学級復帰に向けて支援します。	P.23	教育委員会	学校教育課		学校、家庭や教育支援センター等で支援を実施した。 支援を行った児童生徒：35名 支援回数1,378回（2,198時間）	状況やニーズに応じて5名のスクールライフ支援員を派遣し、家庭や学校及び教育支援センター等で支援を行うことができた。	100%	引き続き事業を実施する。
5-5	不登校未然防止・早期対応等の取組の充実	スクールソーシャルワーカーが様々な不安や悩みを抱えた児童生徒等に対する教育相談及び環境への働きかけ、学校・家庭、関係機関等とのネットワークの構築を行うことで、総合的に児童生徒等を支援します。	P.23	教育委員会	学校教育課		個別の状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣できた。	児童生徒と保護者、学校からのニーズや状況に応じて、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを派遣して早期対応に努めた。	100%	引き続き事業を実施する。
5-6	生活アンケート調査の実施	学校生活に不安や不満を抱えている児童生徒を的確に把握し、即座に教育相談を実施することで、不安や悩みの軽減や解決につなげます。	P.23	教育委員会	学校教育課 各学校		計画的にアンケート調査を実施することができた。	アンケート調査に加え、定期的に教育相談期間を設定し、児童生徒一人ひとりの教育相談を実施することができた。	100%	引き続き事業を実施する。

光市自殺対策計画進捗状況について

計画における項目		実施内容	計画書 ページ	担当部署	担当課	再掲	令和7年度実施状況	令和7年度実施状況に関する担当課の評価	達成度（％）	今後（令和8年度以降）の実施計画
重点施策1 次世代の人への支援										
1-1	こども・子育て総合相談体制の充実 こども家庭センターきゅっと（再掲）	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」において、切れ目のない支援を行い子育て家庭の孤立を防ぎます。 また、要保護児童対策地域協議会の調整機関も担い、関係機関と連携し、児童虐待防止対策を実施します。	P.24	福祉保健部	こども家庭課	○	年間を通じ窓口・電話相談や家庭訪問等実施し、多様化する相談内容に対応	児童虐待をはじめとして多様化する相談内容に対応し、関係機関と情報共有を図り、切れ目のない支援を行った。	100%	継続実施
1-2	妊産婦・新生児・乳幼児訪問、産婦健康診査、産後ケア事業（再掲）	保健師が家庭を訪問して妊産婦・新生児・乳幼児の保健相談・指導を行い、育児不安の軽減に努めます。 また、産後の訪問では、産後うつスクリーニングを含む産婦健康診査事業との連携を図りながら、産後うつ質問票を用いた面接を行い産後うつの早期対応を図り、必要に応じ、ショートステイやデイサービス、アウトリーチで心身のケアや育児サポートを受けられる産後ケア事業に繋がります。	P.24	福祉保健部	こども家庭課	○	訪問指導 517人 産後うつスクリーニング 218人 産後ケア利用者数 ショートステイ延べ人数40人-111日、デイサービス延べ10人-15日、アウトリーチ延べ17人-50日	令和7年度は新たに産後ケア事業のアウトリーチ型を開始し、母子の孤立や育児不安の軽減に努めることができた。	100%	継続実施
1-3	養育支援訪問（再掲）	子育てに対し不安や孤立感等を抱える家庭や虐待の恐れがある家庭など、支援が必要とされる家庭に対し保健師や助産師、臨床心理士等が訪問し、適切な支援を行います。	P.25	福祉保健部	こども家庭課	○	保健師訪問268回 臨床心理士訪問0回	臨床心理士の訪問実績はなかったが、適切な支援体制と相談者との継続的な繋がりを築くことができた。	100%	継続実施
1-4	教育相談事業	悩みを持つ青少年及びその保護者等を対象とした電話相談・メール相談及びスクールソーシャルワーカーによる面談事業を青少年センター等で実施します。	P.25	教育委員会	文化・社会教育課		電話相談対応件数：2件 メール相談対応件数：0件 面談事業実施回数：年間12回	電話・メール相談及び面談事業とも当初計画どおり実施	100%	継続実施
1-5	いじめ問題への対応（再掲）	「光市いじめ問題対策協議会」「光市いじめ問題調査委員会」を設置し、いじめ問題に対応するとともに、重大事態が発生した場合に、調査結果を検証・再調査する「光市いじめ調査検証委員会」を設置します。	P.25	教育委員会	学校教育課	○	「光市いじめ問題対策協議会」を1回実施。重大事件発生時開催の「光市いじめ問題調査委員会」の実施無し。	光市のいじめ問題の状況について、共有と意見交換を行うことができた。	100%	引き続き事業を実施する。
1-6	青少年健全育成における自殺関連情報を含むインターネットの適切な利用に関する啓発（再掲）	こどもや保護者を対象としたインターネット・SNSを使用するための教室を開催するなど、啓発に努めます	P.25	教育委員会	学校教育課 各学校	○	各校や中学校区において、関係機関や企業等と連携し、SNS等の利用に関する学習を実施。	情報モラル教室等の実施に加え、学校生活の様々な場面において、タブレット端末を活用し、インターネットの安全な使用等について適宜指導を行っている。また、学校運営協議会の熟議や学校保健安全委員会などで学校・家庭・地域・関係機関で情報モラルなどについて協議している。	100%	引き続き事業を実施する。
重点施策2 働く人への支援										
2-1	こころの相談及び各種相談窓口等の啓発	メンタルヘルス関連の相談窓口や職場・仕事等に関する各種相談窓口等を掲載したリーフレットを作成し、相談先を分かりやすく啓発します。	P.26	福祉保健部	健康増進課		自殺対策計画の概要及び相談窓口を掲載したリーフレットを作成し、計45箇所に配布。	光市自殺対策計画概要及び様々な困りごとに対する相談先の情報を掲載したリーフレットを、関係機関と連携して周知を図ることができた。	100%	継続実施
2-2	こころの健康相談	労働者数50人未満の小規模事業場の事業者及び労働者のこころの健康相談を行います。	P.26	下松地域産業保健センター			担当地域における実施はなし。	事業実施の周知はしているが、利用はない。	－	継続実施
2-3	ストレスチェック制度	労働安全衛生法に基づき、職員のストレスの状況について検査を行うとともに、その結果を通知することでストレスの原因となる職場環境の改善につなげます。	P.26	下松地域産業保健センター 各事業所			担当地域における実施はなし。	事業実施の周知はしているが、利用はない。	－	継続実施
2-4	労働相談	市ホームページや市広報などで関係機関の相談窓口等の情報を発信します。	P.26	経済部	商工振興課		市ホームページや市広報などに、労働条件や労働に関する各種相談、若者就職支援、U/Iターン就職に係る相談窓口やセミナー・イベントの情報を掲載。 また、ハローワーク主催の「周南地区障害者合同就職面接会」を後援し、就業機会の創出を図った。	労働条件や労働に関するハラスメント等各種相談、若者就職支援、U/Iターンに係る相談窓口、障害者雇用等について情報発信できた。	100%	事業を継続。
2-5	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発（再掲）	すべての人が仕事と生活の調和が図れるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方を普及・啓発します。	P.26	経済部 福祉保健部	商工振興課 こども政策課	○	県労働局やハローワーク等と連携し、市内事業所への情報提供及び市ホームページへの掲載を実施。	市内で働く人へ、ワーク・ライフ・バランスの考え方を普及・啓発することができた。	100%	事業を継続。
2-6	若年無就業者の就労支援（再掲）	「しゅうなん若者サポートステーション」と連携し、ストレスや悩みを抱え、働いていない若者（15歳から49歳まで）に対して、無料就職相談、カウンセリング等の就労支援を実施します。	P.26	経済部	商工振興課	○	あいはらく光で、無料就職相談、カウンセリング、臨床心理相談を開催（7月）。 ※1月にも開催を予定していたが、申込者がいなかったため未開催。	合計1名の相談・カウンセリングを実施し、就労支援を図ることができた。	100%	事業を継続。
2-7	経営相談	商工会議所や商工会等と連携を図り、経営能力の向上と経営体質の改善に向けた相談・支援体制の充実や、融資制度の展開による経営支援を行います。	P.26	経済部 光商工会議所 大和商工会	商工振興課		商工会議所や商工会、金融機関等、関係機関と連携し、光市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業（創業相談窓口の設置、創業セミナーの実施等）や市制度融資を継続して行った。	特定創業支援事業で9件の創業を支援するとともに、制度融資を45件実施するなど、中小企業の安定的な経営の支援に努めた。	100%	事業を継続。
2-8	人権教育研修	市内の企業や事業所等を訪問し、ハラスメントや偏見、差別など職場で起こりうる人権侵害の防止のための人権教育研修を行います。	P.26	教育委員会	人権教育課		対象団体数：11 研修参加者：242 市内企業等に勤める従業員に人権教育研修を実施した。	11団体に訪問し、人権教育研修を実施することで、組織全体の人権意識の高揚を図ることができた。	100%	継続実施

光市自殺対策計画進捗状況について										資料1
計画における項目		実施内容	計画書 ページ	担当部署	担当課	再掲	令和7年度実施状況	令和7年度実施状況に関する担当課の評価	達成度（％）	今後（令和8年度以降）の実施計画
重点施策3 高齢の人への支援										
3-1	総合相談事業（再掲）	地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口として、個々の高齢者がどのような支援を必要としているかを把握し、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげる等の支援を行い、生活上の様々な問題を抱える高齢者及びその家族への適切な相談対応・支援を図ります。	P.27	福祉保健部	高齢者支援課	○	3センター（基幹型・西部・東部）で、延10,264 件の相談に対応。	地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげる等の支援を行った。	100%	引き続き継続する。
3-2	生涯学習推進事業（各種講座開催）	生きがいの創出や充実した人生を送ることを目的に様々な講座などを開催し、生涯学習の推進と社会参加を促し、生きがいつくり、居場所づくりを図ります。	P.27	環境市民部	地域づくり推進課		「ひかり高齢者生きがいセミナー」6回：参加延べ人数385人、 「郷土歴史セミナー」3回：参加延べ人数103人、 「スマホ活用講座」5回：参加延べ人数25人、 「サポートバンク登録者によるセミナー」2回：参加延べ人数16人	「ひかり高齢者生きがいセミナー」について、今年度も募集定員を40名から60名に増員するとともに、会場を体育室として実施しました。その結果、6回のうち3回のセミナーで申込数が募集定員を上回りました。また、全体を通じて、年度当初の計画通り、全講座を開催することができました。	100%	継続実施
3-3	地域ふれあいサロン活動支援事業	地域で活動している高齢者の交流の場である「ふれあい・いきいきサロン」へ看護師を派遣し、血圧測定等の健康チェックや相談対応、「いきいき百歳体操普及事業」へのサポートを通じて介護予防につなげます。	P.27	福祉保健部 社会福祉協議会	高齢者支援課		79箇所のふれあい・いきいきサロンの内、43箇所にに対し、看護師を派遣することで、参加者の健康チェックや相談対応を行い、必要に応じて地域包括支援センターへ繋ぐなどの対応を行った。	地域の通いの場へ専門職を派遣することで、生活や介護予防活動に対する助言を行うとともに、公的な支援等が必要な高齢者の早期発見につなげることができる。	66%	地域で活動している高齢者の交流の場である「ふれあい・いきいきサロン」へ看護師を派遣し、血圧測定等の健康チェックや相談対応、「いきいき百歳体操普及事業」へのサポートを通じて介護予防につなげます。
3-4	老人クラブ活動との連携	生きがいや健康づくり、高齢者相互の支え合い、社会奉仕等、地域間や世代間の交流を深めながら、地域に根差した活動を行います。 ＜友愛訪問活動促進事業＞ 地域において、ひとり暮らし高齢者等の安否確認等、見守り活動を実施します。 ＜ことぶき教室設置運営事業＞ 「個人生活を豊かにする学習」、「家庭生活を豊かにする学習」、「社会生活を豊かにする学習」の分野ごとのテーマに沿って研修会を開催します。 ＜生きがい対策事業＞ 書、絵画などの展示や歌、舞踊などを披露する文化祭や心身の機能維持と集団行動を行う行事を開催します。	P.27	福祉保健部 社会福祉協議会	高齢者支援課		老人クラブとの連携により、ことぶき教室の開催や、ひとり暮らし高齢者の見守り等を行う友愛訪問活動を実施した。 また、文化祭を開催した。	老人クラブとの連携により、地域の高齢者の見守り体制の推進を図るとともに、学習活動の機会や健康づくりの活動を通じて、生きがいややりがい、地域とつながる機会を提供した。	100%	生きがいや健康づくり、高齢者相互の支え合い、社会奉仕等、地域間や世代間の交流を深めながら、地域に根差した活動を行います。 ＜友愛訪問活動促進事業＞ 地域において、ひとり暮らし高齢者等の安否確認等、見守り活動を実施します。 ＜ことぶき教室設置運営事業＞ 「個人生活を豊かにする学習」、「家庭生活を豊かにする学習」、「社会生活を豊かにする学習」の分野ごとのテーマに沿って研修会を開催します。 ＜生きがいと健康づくり推進事業＞ 書、絵画などの展示や歌、舞踊などを披露する文化祭や、心身の機能維持と集団行動を行う健康フェスタを開催します。
重点施策4 生活困窮の人への支援										
4-1	生活困窮者自立支援事業（再掲）	光市生活自立相談支援センターを拠点として、生活や仕事に関する相談を受け、専任の相談員が寄り添いながら就労や家計相談などの自立に向けた支援を行い、必要に応じて個別のプランを作成し、地域住民や福祉関係者、専門機関と連携を図りながら継続的な支援を行います。	P.28	福祉保健部 社会福祉協議会	福祉総務課	○	センターへの総相談件数は110件（令和6年度128件）で昨年度より減少したが、物価高騰などの影響により生活困窮に陥る現役世代の相談者は増加し、就労準備支援の対応は増加した。また、複数の課題を抱える困難ケースが多く、相談員による支援に加えて専門職や事業所と連携を図り自立に向けた支援に努めた。	相談件数は減少となったが、個別の相談内容は複雑多様化の傾向が強く、自立に向けた伴走型の支援が求められ、延相談対応件数は年々増加している。そうした中、就労支援の対応が求められ、相談員が地域の事業者や団体と連携しながら地道な支援を継続的に行った。	100%	相談内容が複雑・多様化するなか、相談員の資質向上に努めながら支援体制基盤の強化を図る。また、就労準備支援の対応が増加していることから、地域の事業所の理解と協力を得て、自立に向けた支援体制を確立し、就労準備支援から自立への流れを確立する。
4-2	生活保護扶助事業	生活保護受給者に対し、各扶助費を支給し、最低生活を維持します。	P.28	福祉保健部	福祉総務課		市民生活の重層的なセーフティネットとして、生活保護法に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長が図られるよう適正な保護の執行に努めた。 ■保護率 6.3%	生活保護の適正な運営を実施し、要保護者の生活の維持・向上に努めた。 積極的な就労支援を実施した結果、就労開始し自立の助長が図られたケースが5件あった。	100%	市民生活の重層的なセーフティネットとして、生活保護法に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長が図られるよう適正な保護の執行に努める。
4-3	市税等徴収事務納税相談（再掲）	市税及び国民健康保険税の徴収事務を行い、効率的な納税管理により実態調査や納税相談を実施し、滞納者の生活における圧迫や不安に適切に対処します。	P.28	政策企画部	税務課	○	実態調査 778件 納税相談 617件	滞納整理システムを活用し、実態調査及び納税相談を実施することで、滞納者の生活における負担や不安に適切に対処した	100%	市税及び国民健康保険税の徴収及び滞納整理事務の執行に際しては、早期の納税相談により、就業状況や生活実態など生活の不安や心配を聴き取り、滞納解決に向けての納税計画を一緒に考えます。
4-4	消費生活支援事業	市民からの多重債務に関する相談を受け付けます。	P.28	環境市民部	生活安全課		6件の相談を受け付け。	適切に対応した。	100%	実施を継続
4-5	給水停止による生活困窮者等の把握（再掲）	水道料金滞納における給水停止において、滞納者のうち生活困窮者等を把握し、関係各所と情報共有します。	P.28	水道局		○	給水停止対象者のうち、生活困窮者等について関係各所と情報共有し対応した。	概ね達成できた。	90%	給水停止対象者のうち、生活困窮者等について関係各所と情報共有し対応する。
4-6	後期高齢者医療保険料滞納者に対する納付相談	保険料を滞納している被保険者に対し、生活実態の聞き取り等を行い、納付相談を実施します。	P.28	環境市民部	市民課		電話や臨戸訪問、窓口において納付相談を行うことにより生活状況等を把握し、生活実態に応じた納付計画を作成するなど、きめ細やかな対応を行った。	対象者に応じたきめ細やかな対応を行った。	100%	実施を継続
4-7	市営住宅維持管理事業	市営住宅への入居相談や市営住宅使用料（家賃）の納付に関する指導及び相談を行います。	P.28	建設部	建築住宅課		○入居件数 24件 ○催告書送付 7件 ○家賃完納指導依頼書（保証人）3件	住宅困窮者に対して市営住宅の案内等を行い、住宅の提供に努めた。また、家賃納付の相談を受け、分割納付など適切な納付指導を行った。	—	市営住宅への入居相談や市営住宅使用料（家賃）の納付に関する指導及び相談を行う。